

高松市監査委員告示第7号

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、
地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月29日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

監査結果に基づく 措置通知

(財政援助団体等監査)

(平成31年3月29日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧

H31.3.29

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課又は監査対象団体等		措置通知日
1	H20	H21.2.20	第2号	意見	補助金額の算定について	P5	健康福祉局	長寿福祉課	H31.3.1
2				意見	自主財源の確保について		高松市老人クラブ連合会		H31.3.5
3	H24	H25.2.20	第2号	意見	高松市ふれあい福祉センター勝賀における相談業務の在り方について	P10	健康福祉局	長寿福祉課	H31.3.1

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成20年度／高松市老人クラブ連合会		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成21年2月20日
区分	意見		
意見の項目	補助金額の算定について		
意見の内容	<p>老人クラブ活動助成金については、単位老人クラブから連合会へ提出された同助成金交付申請書及び委任状により、連合会へ一括交付しているが、その申請書には単位老人クラブの収支や事業内容が記載されているものの、収支予算書に複数年にわたる積立金が含まれて記載されているものや活動状況が不明瞭なものがあり、その記載内容だけでは、単位老人クラブの収支や事業の活動状況が把握できず、補助金交付の必要性を判断する資料として不十分なものが見受けられたので、補助金交付の透明性を確保するため、補助対象経費の明確化を図るとともに連合会を通じて単位老人クラブへの指導を行うなど、適正な補助金額の算定がなされるよう努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z2008220.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月1日
所管課	健康福祉局 長寿福祉課
措置を行った 団体等	健康福祉局 長寿福祉課
措置結果	<p>本件意見については、監査結果の公表を受けて以降、高松市老人クラブ事務局を通じて、単位老人クラブに対して、補助対象事業の事業計画書及び収支予算書の適正な作成について指導を行った。</p> <p>また、今後とも継続して、事業計画と実績報告の精査を行い、単位老人クラブの収支や活動状況を把握する中で、更なる適正な補助金の算定に努める。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成20年度／高松市老人クラブ連合会		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成21年2月20日
区分	意見		
意見の項目	自主財源の確保について		
意見の内容	近年の高齢社会に伴い、高齢者人口は増加しているものの、老人クラブの会員数の減少や高齢化が進んでいることから、若年高齢者の加入による新規活動の開発を促し、老人クラブの活性化を図ることで会員数の増加に努め、クラブ会費収入を確保するほか、一部の老人クラブで成果を挙げている生産活動や事業を広報等により啓発することで、補助金に依存することのないよう、自主財源の確保にも努められたい。		
公表文該当 ページ	P5		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z2008220.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月5日
所管課	健康福祉局 長寿福祉課
措置を行った 団体等	高松市老人クラブ連合会
措置結果	<p>本件意見については、従来から、活動資金として、会員から会費や負担金等を徴収したり、年2回発行の広報紙に広告掲載業者を募り、広告宣伝費を得るなど、自主財源の確保に努めている。</p> <p>また、会費収入の増加により自主財源比率が高められるよう、高齢者に対して、老人クラブへの参加案内を長寿福祉課窓口等で配布している。</p> <p>加えて、会費収入の増加を図る新たな試みとして、平成31年度から、市の協力も得て、65歳到達者に送付する介護保険の被保険者証に、老人クラブへの参加案内も含む資料を同封するなど、会員数増加に向けた広報活動を行うこととしている。</p>

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成24年度／財団法人高松市福祉事業団		
告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	平成25年2月20日
区分	意見		
意見の項目	高松市ふれあい福祉センター勝賀における相談業務の在り方について		
意見の内容	<p>市が契約を締結している保健医療業務において、高松市ふれあい福祉センター勝賀で実施されている健康相談及び機能回復訓練相談については、相談者数が極端に少ないことから、今後は、費用対効果の観点からも、関係団体と連携して制度の周知を図るとともに、相談しやすい環境整備に努めるなど、利用促進に向けた取組や契約内容の見直しを行い、その効果が十分発揮できるよう努められたい。</p>		
公表文該当 ページ	P10		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/lohokokai/kansa/kekka/zaisei.files/z2012220.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月1日
所管課	健康福祉局 長寿福祉課
措置を行った 団体等	健康福祉局 長寿福祉課
措置結果	<p>本件意見については、市が一般社団法人高松市医師会及び公益財団法人高松市福祉事業団と委託契約しているもので、当該業務に精通している同医師会の協力を得るとともに、ポスターや広報等で周知に努めたほか、機能回復訓練室に相談コーナーを設けることなどにより、平成30年度の利用者数は24年度の相談業務の利用者数の約3倍に当たる約110人の利用見込みがあり、一定程度の効果が得られていることを確認した。</p>